

自治会費集金についてお願い

- 集金月は 4 月・7 月・10 月・1 月の第 4 土曜日です。
(時間は午前 10 時～ 11 時 30 分)

但し 4 月の集金日には、総会の委任状もお持ちください

- 令和 7 年度の会費

一般会員は	(月 300 円 × 3 ヶ月)	・・・ 900 円	} 集金してください
	(月 300 円 × 6 ヶ月)	・・・ 1,800 円	
	(月 300 円 × 12 ヶ月)	・・・ 3,000 円	
賛助会員(賛)は	(月 300 円 × 3 ヶ月)	・・・ 900 円	
	(月 300 円 × 6 ヶ月)	・・・ 1,800 円	
	(月 300 円 × 12 ヶ月)	・・・ 3,600 円	
新規に自治会に入った方は入会金として	・・・	300 円	

- 3 ヶ月以上集金の方がいらしたら、お手数でも班長さんまたは地区長さんが
管理してください。(班全員が 6 ヶ月・1 年の集金は一括納入することができます)
- 新規の方については自治会入会届に記入してもらってください。
集金台帳の最後の方の次に新しい方の名前を書き入れて集金してください。
- 脱会した方については、自治会退会届に記入してもらってください。
集金台帳の名前を消さず、集金日の欄に(○月脱会)と記入してください。

全体会議(本部役員・地区長)

毎月第 2 土曜日 10 時より自治会館で開催します。

ただし 6 月は親睦会、1 月は新年会を兼ねる為時間等後日お知らせいたします

8 月・12 月はお休みです。

変更があるときはご連絡いたします。

- ★ 地区に出産・葬儀があった場合は事務局に連絡して、規定のお祝い金・弔慰金を
受け取りお渡してください。

出産祝(第一子5,000円 長子、次子以下問わず)

弔慰金(世帯主5,000円 家族3,000円)

★ 地区運営費

地区運営の費用として、班または地区ごとでお使いください。

(例 会合等を開いた場合のお茶菓子・ゴミステーションのネット代等)

年間 1 世帯 300 円以内で領収証をもって事務局に請求してください。

期間は 4 月から翌年 3 月までとします。(年間 1 回の請求です)

- ★ ゴミステーションの収集の後は、きれいに掃除をしてください。

掃除道具は各班で買った後、領収証をもって事務局に請求してください。

- ★ 防犯灯新設または防犯灯がつかない時は、事務局に連絡してください。

防犯灯の設置場所(○丁目○○番地 00 宅のそば)

// の電柱 NO (例・長新○○○・仲東○○○・名鉄○○○)

- ★ 事務局は火・木・土の午前 9 時 30 分より午後 3 時(土曜日は正午)迄です。

(正午より 1 時まで昼休みとなります)